

○南伊豆地域清掃施設組合予算の編成及び執行に関する規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第15号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めのあるものを除くほか、南伊豆地域清掃施設組合（以下「組合」という。）の予算の編成及び執行について、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算の区分)

第2条 歳入歳出予算は、款、項、目及び節に区分して編成し、それに従って執行しなければならない。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び目並びに歳入予算に係る節の区分は、毎年度歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書の定めるところによる。

3 予算の編成その他必要があるときは、歳出予算に係る目に細目を、歳入歳出に係る節について細節を設けることができる。

(予算の編成方針)

第3条 予算の編成に当たっては、法令の定めるところに従い、かつ、合理的及び効果的に編成し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(予算原案の決定)

第4条 事務局長は、予算原案を作成して管理者の査定を受けなければならない。

2 一時借入金の借入れの最高額については、あらかじめ会計管理者と協議し、管理者の決裁を受けるものとする。

(予算案の調製)

第5条 事務局長は、前条の規定による予算原案及び次に掲げる予算に関する説明書を調製し、管理者の決裁を受けなければならない。

(1) 歳入歳出予算事項別明細書

(2) 給与費明細書

(3) 継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

(6) 前各号に掲げるもののほか、予算の内容を明らかにするため必要とされる書類

(補正予算等)

第6条 補正予算又は暫定予算を編成する場合は、当初予算編成の手續に準じてこれを調製する。

(予算の通知)

第7条 事務局長は、予算が成立したときは、直ちに、会計管理者にその内容を通知しなければならない。

2 前項の通知は、成立した予算書の送付をもってこれに代えることができる。

(執行計画)

第8条 事務局長は、四半期ごとに区分した年度間の予算執行計画書を作成し、管理者の決裁を受けるものとする。

2 事務局長は、前項の決裁に基づいて決定された予算執行計画書を直ちに会計管理者に通知しなければならない。

(執行計画の変更)

第9条 補正予算が成立したとき又はその他の理由により、予算の執行計画を変更する必要があるときは、前条の規定を準用する。

(予算執行の原則)

第10条 歳出予算の執行は、配当により行うものとし、その金額を超えて支出負担行為をしてはならない。

2 歳出予算のうち、国庫支出金、県支出金その他の特定の収入を財源とする事業については、その収入が確定するまでは、支出負担行為をしてはならない。ただし、予算の性質その他やむを得ない理由があるとき又は特定財源の収入が確実に見込まれる場合で、その額に見合う金額の範囲内においては、この限りでない。

(歳出予算の配当)

第11条 歳出予算は、予算が成立すると同時（当初予算にあつては4月1日）に配当したものとみなす。

2 前年度から繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越しに係る歳出予算のうち、前年度において既に配当された歳出予算については、当該年度に配当されたものとみなす。

(歳出予算の流用)

第12条 事務局長は、やむを得ない理由により歳出予算に係る経費の金額を相互に流用しようとするときは、流用伝票により管理者の決裁を受けた後、これを会計管理者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、歳出予算の追加配当とみなす。

3 流用した金額を更に他の経費に流用してはならない。

(予備費の充用)

第13条 事務局長は、予備費の充用を必要とするときは、充用伝票により管理者の決裁を受けた後、

これを会計管理者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、歳出予算の追加配当とみなす。

(一時借入金)

第14条 一時借入金の借入れは、管理者が会計管理者の意見を聴いて決定する。

(継続費通次繰越及び繰越明許)

第15条 事務局長は、継続費の年割額に係る歳出予算の支払残額を翌年度に繰り越して使用するとき又は歳出予算の経費のうち年度内にその支出が終わらない見込のある予算を翌年度に繰り越して使用するときは、繰越しすべき年度の5月20日までに継続費繰越調書又は繰越明許費繰越計算書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

2 事務局長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、6月30日までに継続費精算報告書を調製し、管理者の決裁を受けなければならない。

3 事務局長は、前項の決裁を受けたときは、直ちに会計管理者に通知しなければならない。

(事故繰越し)

第16条 事務局長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定による歳出予算の繰越しをしなければならない理由が生じたときは、速やかに当該年度内に、事故繰越申請書兼調書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

2 事務局長は、前項の決裁により繰越額等が確定したときは、繰越しすべき年度の5月20日までに事故繰越計算書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の決裁を受けた場合に準用する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、予算の編成及び執行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。